地震・津波災害時における消防団活動の安全管理マニュアル

要旨

地震・津波災害時において、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくためには、消防団員に対する安全配慮がきわめて重要である。このため、※「活動可能時間」を設定して退避を優先することについて徹底する。

また、消防団の退避優先ルールについて、住民に周知し理解を得ておく。

※ 「活動可能時間」とは、特別警報 (大津波警報)・津波警報・津波注意報発表から避難誘導・広報伝達・情報収集等の活動を行い、屯所又は高台への退避が完了するまでの時間とする。

1 参 集

- (1) 震度4以上、又は津波警報等が発表になり勤務地等から屯所に参集する際、海岸 線道路の通行が危険と判断した場合は、安全な場所で情報収集を行い、安全が確認 されてから参集する。
 - ※ 直近の屯所で消防無線等により情報収集することも考慮する。
- (2) 団本部員は、大船渡市防災センター災害対策室に参集し、防災部内に消防団指揮本部(以下、指揮本部という。)を立ち上げ、消防無線(消防団無線、デジタル無線)を開局して指揮体制を整える。なお、登庁が危険と判断した場合は、直近の消防屯所で情報収集を行う。その場合、可能な通信手段を利用し、指揮本部に連絡する。

2 消防団の活動と安全管理

- (1) 原則として、複数人が参集した後、班長以上の指揮者の下で活動する。
- (2) 指揮本部は、防災部との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針及び活動可能時間を20分(以下、20分ルールという。)とし各方面隊指揮所に無線等で伝達する。
- (3) 方面隊指揮所は、無線・トランシーバー・拡声器等を活用し、20分ルールを団員に周知する。

活動部隊長(班長以上)は、トランシーバー等を活用して団員間と情報の共有化を図り、活動可能時間に十分配慮しながら安全管理に留意する。

- (4) 当分の間水門閉鎖活動は一部を除き行わず、避難誘導活動のみとする。
- (5) 車両を離れる場合で3名以上の隊の場合には、原則として1名を車両に残して方面隊指揮所と連絡がとれる状態にしておく。また、車両は直ちに退避できるように、停車位置や向きに留意する。
- (6) 活動にあたっては、ライフジャケットを着用する。また、ラジオ等での情報収集を継続して行う。

(7) 緊急避難道路を確保できない浸水区域には進入しない。

3 退避ルールと情報伝達

- (1) 避難誘導などの活動可能時間は、屯所又は高台への退避時間を含め20分とする。
- (2) 消防団車両等退避完了後、方面隊指揮所に無線等で報告しAVM完了ボタンを押す。 方面隊指揮所は、指揮本部に無線等で報告する。
- (3) 隊長は、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、20分前であっても、直ちに退避命令を出す。
- (4) 退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレン や半鐘なども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周 知しておく。
- (5) 活動危険など緊急を要する情報を覚知した場合、速やかに消防指令センターから デジタル無線の一斉通信により情報提供を行う。
- (6) 消防指令センターは「20分ルール」に基づく消防団車両の位置情報を把握し、浸水区域内に滞在している場合は、デジタル無線で退避指示を行う。

4 退避ルールの住民への理解

津波災害時においては、住民が率先避難することが基本である。また、津波到達までの予想時間が短い場合など、退避を優先する必要がある場合には、消防団員も住民と一緒になって率先避難することが望ましい。そのことについては、事前に住民と話し合って理解を求めておくことが必要である。

5 遠地地震に伴う津波注意報・警報発表時の活動時間

遠地地震に伴う津波注意報等発表時の活動時間は、指揮本部の指示による。 なお、特に指示がない場合は、津波到達予想時刻の1時間前より20分とする。

6 運 用

このマニュアルは、平成24年8月1日より、当分の間運用する。

20分ルールの設定理由

- (1) 従前より津波警報発表時の活動時間を20分としていること。
- (2) 宮城県沖地震津波(連動型)のシミュレーションにおいて、第1波到達予想時間は25分(越喜来湾)となっていること。
- (3) 東日本大震災では、約30分で津波最大波高が到達していること。
- (4) 上記の時間に対し、地盤沈下や防潮堤等の損壊状況から津波到達時間が早まる可能性があるため。

附則

「5 遠地地震に伴う津波注意報・警報発表時の活動時間」を追加し、平成24年10月 19日より運用する。

附則

活動可能時間の明確化と消防指令センター運用に伴う安全管理の徹底を追加し、平成26年4月1日より運用する。

附則

活動可能時間を具体的に示したこと、また、大船渡市防災センター運用に伴い、消防庁舎が地震・津波等により被災し高台への一時退避を削除し、平成29年4月1日より運用する。